「安心・元気の埼玉」の実現に向けた 提案・要望

<重点政策に関する提案・要望>

IV 地方自治の確立に向けた 提案・要望

■ワンチーム埼玉の推進

【内閣官房、総務省、厚生労働省】

県担当課: 改革推進課、情報システム課、保健医療政策課

1 A I 等新技術を活用した自治体事務の高度化・効率化

【総務省】

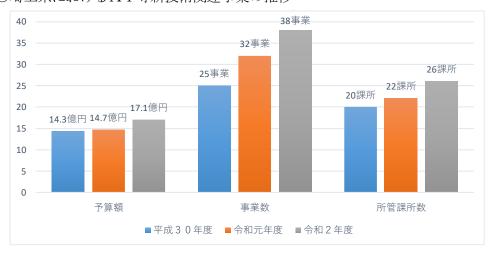
◆提案·要望

- (1) A I 等新技術を活用した自治体事務の高度化・効率化に当たって、先駆的な取組を行う自治体に負担が集中せず、また取組によって得られた成果を各自治体が 共有するなどの連携を促す仕組みを構築すること。
- (2) 自治体クラウドを規模の大きい自治体も活用するよう財政的インセンティブを 考慮すること。
- (2) 5 Gや多言語音声翻訳システムなど、国が戦略的に技術開発や普及促進に関わっている技術については、自治体が導入する際、経費の負担が導入の足かせにならないよう、十分な財政措置や開発を行う民間事業者への働きかけを行うこと。

- 本県では、AI等のスマート技術の導入により事務の高度化・効率化を進めているところである。
- ・ このようなスマート化の取組が全国の自治体で推進されているが、スマート技術の導入に際しては、導入効果を最大限に発揮するためにBPRによる業務手順の見直し等が必要であることから、 相応の作業量が発生する。
- ・ また、<u>先駆的な取組であることから、参考とすべき事例が乏しい。</u>加えて、そうした作業の一部を受託することになる民間事業者の人的リソースには限りがある。
- ・ 自治体共通の事務が相当程度存在すると思われる中で、各自治体が個別にスマート化に取り組むことは非効率であり、民間事業者の人手不足を招けば自治体の調達活動に支障を及ぼす恐れがある。
- ・ 自治体クラウドについては、規模の大きい自治体では業務プロセスやシステムを擦り合わせる 調整に相当の負担が発生するため、導入を促進させるには、負担に見合うだけの財政的インセン ティブが必要である。
- ・ また、このような状況下にあっては、<u>各自治体は連携してスマート化に取り組み、その成果を</u> 共有するなどすることで、より効果的・効率的により多くのスマート化を進めることが望ましく、 それを支援する仕組みが必要である。
- さらに、自治体において新技術の導入意向があるものの、経費負担が足かせとなり、本格導入 する以前に試行的な導入ですら対応できない事例も多い。
- ・ 特に、<u>5 Gや多言語音声翻訳システムなど、国が戦略的に技術開発や普及促進を行っている技</u> 術については、民間への投資を行うだけでなく、自治体での導入を後押しするよう、試行的な導 入も含めた財政措置や技術開発を行う民間事業者に対する働きかけなどが必要である。

◆参考

○埼玉県におけるAI等新技術関連事業の推移



2 社会保障・税番号制度への確実な対応

【内閣官房、総務省、厚生労働省】

◆提案·要望

- (1) 社会保障・税番号制度が国家的な社会基盤であることから、セキュリティ強化 対策や今後の制度改正に伴うシステム改修について、地方公共団体の負担となら ないよう十分な財政措置を講じること。
- (2) マイナンバーによる情報連携を行う業務においては、住民票関係情報から世帯 構成員を把握できるようにするなど、添付書類を省略してもマイナンバーによる 情報連携により必要な情報が取得できるよう、省庁間の調整も含めて国が責任を もって対応すること。

- ・ 番号制度の導入に当たり地方公共団体で必要となる情報システムの整備に係る経費については、 概ね国庫補助金が手当てされてきた。
- ・ しかし、<u>運用経費について一部普通地方交付税措置がなされるものの地方公共団体の負担は大きく、今後の制度変更や対象事務の増加によるシステム改修等に係る負担についても、明確な方</u>向性が示されていない。
- ・ さらに、日本年金機構の個人情報流出事案を踏まえた総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」(平成27年12月25日)において、高レベルのセキュリティ対策が求められており、一部経費については国庫補助の対象とされているものの、実質的な地方公共団体の負担額が大きい。
- ・ マイナンバーによる情報連携で取得できる「住民票関係情報」だけでは世帯の構成員を把握することができない、居住地情報が取得できないなど、実務上添付書類の削減につながらない業務がある。

3 ナショナルデータベース(NDB)の活用促進

【厚生労働省】

◆提案·要望

- (1) 都道府県がNDB(連結された介護DBを含む)の利用を希望する場合の申請 書類を簡略化し、申請からデータ利用開始までの期間の短縮を図ること。
- (2) レセプト情報等第三者提供窓口の相談体制の充実を図ること。
- (3) 取得データの内容に応じて段階的なセキュリティ要件を設定し、レベルに応じたセキュリティ環境とすること。
- (4) 現在、ホームページで一般公開されているNDBオープンデータについて、要望に応じて公表する集計データの充実を図るとともに、二次医療圏別の集計データの公表項目を拡充すること。
- (5) 都道府県が利用目的に応じた結果データを随時取得できるよう、情報セキュリティの確保や個人情報保護に配慮した上で、NDBデータのオンライン利用が可能となるようシステムの構築を図ること。

- ・ ナショナルデータベース (NDB) は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療費 適正化計画の作成・調査・分析に活用するため、電子化されたレセプト情報や特定健診等情報等 のデータについて、匿名化処理を行った上でデータベース化したものである。
- ・ NDBデータの分析は、医療ビッグデータとして二次医療圏における患者の疾患や人数など、 どの地域にどの程度の医療需要があるのかを具体的に把握することを可能とし、地域の課題を把 握し、医療政策の方向性を検討する上で有用であると見込まれる。
- ・ <u>しかし、現状では、都道府県がNDBの利用を希望する場合、</u>個別に厚生労働省に利用申請を 行う必要があり、申請時には具体的な集計イメージの添付など多岐にわたる申請書類が必要であ り委託業者のサポートが不可欠である。
- ・ <u>また、申請後に原則として厚生労働省の設置する有識者会議の審査を受ける必要があり、仮に</u> 審査で認められても提供までに半年程度を要する場合も<u>ある。</u>
- ・ 提供されたデータは、施錠可能で入退室状況を管理している部屋でインターネットに接続しない端末での利用に限られるなど、その内容にかかわらず一律に環境要件が厳しく設定されており、 専門の研究機関以外では、事実上利用困難となっている。
- ・ なお、平成28年度から、個別の政策や研究とは別に、典型的かつ一般的な観点からNDBデータを集計した「NDBオープンデータ」が、厚生労働省のホームページ上で公表されている。
- ・ <u>しかし、このオープンデータは、公表される項目が限られており、平成30年度に公表された第4回オープンデータでは一部の診療行為に対し二次医療圏別の集計が行われたものの、大半の</u>項目では二次医療圏別のデータはなく、都道府県単位の集計しかない。
- ・ <u>現状では、NDBデータの利用はハードルが高く、より簡便な形で利用可能となるよう運用を</u> 見直す必要がある。
- ・ さらに、令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の 一部を改正する法律案」が成立し、都道府県はNDBと介護DBを連結したデータの提供が受け

られることとなった。

・ <u>NDBと介護DBを連結して解析することは、医療・介護施策の総合的な検討に資すると考えられることから、当該データの提供についても、今後</u>簡便な方法で運用される必要がある。

◆参考

○NDB第三者提供依頼申出者の状況(承諾案件のみ)※平成23年度~平成30年度

依頼申出者	件数		
大学・大学院	116件(48.5%)		
厚生労働省	59件(24.7%)		
研究開発独立行政法人等	20件(8.4%)		
都道府県	15件(6.3%)		
国所管の公益法人	13件(5.4%)		
市区町村	7件(2.9%)		
国の行政機関	6件(2.5%)		
その他	3件(1.3%)		
合計	239件(100.0%)		

(厚生労働省資料 第10回医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議資料から)

■地方自主権の確立

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省等各府省】

県担当課:企画総務課、改革推進課

l 地方分権改革の着実な推進

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案·要望

<真の地方分権型社会の実現>

(1) 「住民に身近な行政は地方に任せる」という補完性の原理の下、国と地方の役割分担を根本から見直し、国から地方への大幅な権限・財源の移譲等を政治主導で実現すること。

<「提案募集方式」による改革の推進>

- (2) 「提案募集方式」については、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的 に取り組むこと。
- (3) 対応方針に掲載された事項については、進捗状況を確認し、地方が求める支障 の解消につながっているのか検証していくこと。
- (4) 過去に実現できなかった提案についての再提案や、税財源に関することについても門前払いにすることなく検討対象とすること。
- (5) 支障事例などの立証責任を地方にのみ課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を果たせない場合には、原則として地方への権限 移譲や規制緩和を行うこと。

◆本県の現状・課題等

<真の地方分権型社会の実現>

・ 地方分権改革は一歩ずつ前進してきたが、<u>国から地方への権限や財源の移譲は不十分</u>であり、 改革は道半ばである。

<「提案募集方式」による改革の推進>

- ・ 本県では、平成26年から導入された「提案募集方式」の積極的な活用に努めており、農地転用 許可権限の移譲(4 ha超)が実現したほか、事務の簡素化に繋がる様々な提案が実現するなど一 定の成果が出ている。
- ・ 令和元年の提案募集において、内閣府が各府省と調整を行った提案のうち「実現・対応」とされたものは、全国で89.9% (178件のうち160件)、本県で85.7% (7件のうち6件)である。例年高い割合となっているが、中には地方が求めている内容に応えていないものや「検討」するとされたものも含まれている。
- ・ 例えば、平成26年に旅客自動車運送事業 (バス事業) の許認可権の都道府県への移譲を求めた が、地方運輸局が自治体からの相談に応ずることとする対応に留まった。

- ・ 令和元年には精神通院医療に関する自立支援医療の支給認定の有効期間等について、現行の1 年から2年に延長するよう求めたが、「検討」するとされ、結論が出ていない。
- また、「過去に扱われた」「税財源に関わる」などとして検討対象外とされるものが多い。
- ・ 例えば、本県では土地利用審査会に具体の審査案件がなく委員改選のみ行っている状態が続いているため、効率的な行政運営の観点から国土利用計画審議会に整理・統合を可能とするよう平成28年に提案したが、平成26年に他自治体から別の観点(委員の任命・解任に係る議会の同意の廃止を求める内容)で提案があったことをもって、「過去に扱われた」として検討対象外とされた。
- ・ <u>このように、実質的に門前払いとなった提案は、令和元年においても、全国で39.5%(301件のうち119件)、本県で22.2%(9件のうち2件)に上っている。</u>
- ・ 「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理 されるものが増加しており、<u>制度改正の必要性についての立証責任が地方に偏っている状況であ</u> る。
- ・ 例えば、レセプト情報・特定健診等情報データベースを地方が施策に活用する際の国への申請 手続きが非常に煩雑でハードルが高く、利用が困難であるため、平成30年に添付書類の簡素化な どを求めた提案が、「制度改正の具体的な必要性が示されていない」として検討対象外となった。

2 国から地方への事務・権限の移譲等

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案·要望

<一元的な雇用・産業振興政策の実現>

- (1) 地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みに対し、より一層の財政的 支援を行うこと。
- (2) 求職者に関する情報提供には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。
 - 3) その上で、改めて新制度の成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担の在り 方等を検討すること。

<都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)>

(4) 国が都道府県を介さずに民間事業者等に直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地域の実情に精通した都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方公共団体が実施する事業との連携を図り、効果を最大限に発揮できる制度とすること。

◆本県の現状・課題等

<一元的な雇用・産業振興政策の実現>

- ・ 本県では「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」や「企業人材サポートデスク川越」にて、 県が行う就職相談からハローワークの職業紹介まで一体的な求職者支援や県内企業の人材確保支 援を実施している。
- ・ この取組に対する国の財政支援については、<u>特別交付税が措置されているものの十分とはいえ</u>ない。
- ・ <u>情報提供については、現行の登録方式では自治体に情報提供することに対する求職者の同意割合が約1.2%しかない。また、性別や年齢などの求職者の属性に係る情報は提供対象外であるため、女性やシニア層など求職者の属性に基づいたターゲティングメールの送信によるセミナー開催案内等、効果的な情報の活用が困難である。</u>

<都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)>

- ・ 地域経済を支える農林水産業等への支援は、国と地方公共団体が実施する事業の両者が適切に 連携することで効果を上げることができるが、「空飛ぶ補助金」については、地方公共団体を通さ ないため、連携を図ることができない。
- ・ これまで本県では、「提案募集方式」により多くの「空飛ぶ補助金」について見直すよう提案を 行ってきた。
- ・ 例えば、分収林契約適正化事業 (H31~分収林施業転換推進事業) では、事業実施主体である農林公社と密接な関係にある県の関与の強化により、適切な助言が可能となることで多様な森づくりと公社の経営改善につながる。
- ・ しかし、現在までに権限・財源の移譲が行われたものはなく、都道府県の関与の強化について も不十分である。

3 義務付け・枠付けの見直し

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案·要望

- (1) 地方が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくため、義 務付け・枠付けの一層の見直しを進めること。
- (2) 地方の裁量を許さない「従うべき基準」は新たな義務付けにほかならない。したがって、改めて徹底的な見直しを行い、廃止又は「参酌すべき基準」とすること。
- (3) 義務付け・枠付けの見直しに当たっては、「提案募集方式」による地方からの提案など、地方の意見を十分に踏まえること。

- ・ 国は地方分権改革推進委員会による4次にわたる勧告や「提案募集方式」による地方からの提案を踏まえて累次の一括法を成立させるなど、地方への義務付け・枠付けの見直しを進めてきた。
- ・ しかし、「従うべき基準」に置き換えられたものや、義務付け・枠付けのまま残されているもの も多く、地方の自由度が高まっていない面がある。
- ・ 例えば、具体的な審査案件の有無にかかわらず、法律で土地利用審査会の設置が義務付けられているため、本県においては委員任命に向けた一連の手続きのみが繰り返されている状況となっている。このため、効率的な行政運営の観点から、「提案募集方式」により国土利用計画審議会への整理統合を可能とするよう求めたが、認められなかった。
- ・ <u>地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方公共団体</u> の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。

4 道州制の議論

【内閣官房】

◆提案·要望

- (1) 道州制の検討に当たっては、全国知事会がまとめた「道州制に関する基本的考え方」(平成25年1月)及び「道州制の基本法案について」(平成25年7月)を十分踏まえること。
- (2) 道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させないこと。

- ・ 全国知事会では国に対し、「道州制に関する基本的考え方」及び「道州制の基本法案について」 を十分踏まえて道州制の検討を行うよう、毎年要望している。
- ・ 「道州制に関する基本的考え方」では、道州制は地方分権を推進するためのものであること、 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、中央政府の見直しも伴うものとすることなどを基本とす ることを求めている。
- ・ 「道州制の基本法案について」では、国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、 道州制の理念や姿、中央府省の解体再編・国の出先機関廃止など、制度の根幹的部分を基本法案 において明確に示すことを求めている。
- ・ 現在のところ、道州制の姿やメリット・デメリット等について国と地方との間で明確なイメージが共有されていない。しかし、道州制は国と地方双方の政府のあり方を抜本的に見直し、再構築する大改革であることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。
- ・ また、道州制は国民生活に大きな影響を及ぼすものであるので、その基本的なイメージを明確 に示した上で国民的な幅広い議論を行うことが重要である。

5 地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

◆提案·要望

- (1) 地域の実情や課題に精通した地方からの提案に基づいて大胆な規制改革を実行し、地域の活性化や経済成長を生み出していくため、特区制度を強力に推進すること。
- (2) 特区における規制改革提案への対応に当たっては、関係する府省や自治体、有 識者等が公開の場で議論を行うなど地方の意見を十分に反映できる仕組みをつく ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 規制改革の推進のため、国では構造改革特区制度や国家戦略特区制度を設け、地域からの規 制緩和等の提案を受け付けている。
- ・ 地方公共団体等は内閣府を通じて規制改革の提案を行い、国は国家戦略特区等で実施する規 制改革の項目を決定し、特区指定を行う。
- ・ 国家戦略特区については、指定区域数は10区域に限られている。

◆参考

- ○国家戦略特区の指定区域
 - ①東京圈(東京都、神奈川県、千葉県千葉市·成田市)、②関西圏(大阪府、兵庫県、京都府)、
 - ③新潟県新潟市、④兵庫県養父市、⑤福岡県福岡市・北九州市、⑥沖縄県、⑦秋田県仙北市、
 - ⑧宮城県仙台市、⑨愛知県、⑩広島県・愛媛県今治市

■自治財政権の確立

【内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

県担当課: 財政課、市町村課、税務課、

農村整備課、県土整備政策課

1 地方税財源の充実・強化

【総務省、財務省】

◆提案·要望

国と地方の税財源の配分のあり方を抜本的に見直すとともに、地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実・強化を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方が自主的、自立的な行政運営を行うためには、地方の歳出に見合った税収の確保が不可欠である。国と地方の歳出の割合は43対57であるのに対し、国と地方の税収の割合は62対38となっており(平成30年度決算額)、国から地方への税源移譲が必要である。
- ・ 令和元年10月から、特別法人事業税・譲与税制度が創設されたことにより、地方法人二税では、 都道府県間の人口一人当たりの税収額の格差は縮小される見込みとなった。
- ・ しかし、人口一人当たりの税収額は、地方税全体では最大2.3倍(平成30年度決算)の格差が 存在しており、今後も、地域間の税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築を図るとと もに、国から地方への税源移譲が求められる。

◆参考

○人口一人当たりの税収額の比較(平成30年度決算)

	地方税全体	法人二税 (偏在是正前)	法人二税 (偏在是正後)	地方消費税 (清算後)
最大/最小	2. 3倍	5. 9倍	3.15倍	1. 3倍
最大/埼玉	1.8倍	4. 2倍	2.57倍	1.2倍

個人住民税	固定資産税
2.5倍	2. 3倍
1.5倍	1.8倍

[※]法人二税は、特別法人事業税・譲与税制度による偏在是正前と偏在是正後(税制改正時の見込み (平成25年度から平成29年度決算の5年平均))を併記している。

【総務省、財務省、経済産業省】

◆提案・要望

<車体課税>

- (1) 自動車取得税を廃止し、自動車税・軽自動車税の環境性能割が創設されたが、 自動車取得税の廃止により確保できない減収分について、地方の財政に影響を及 ぼすことのないよう、代替税財源を確保すること。
- (2) 令和2年度与党税制改正大綱(令和元年12月12日)において、「自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされたが、自動車に係る税は地方にとって貴重な財源であることから、更なる減税は行わないこと。

<固定資産税>

- (3) 固定資産税については、市町村の基幹税であることに鑑み、償却資産に対する 固定資産税制度を堅持すること。
- (4) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置については、臨時、異例の措置であることを踏まえ、その期限の到来をもって確実に終了させるとともに、類似の特例措置の創設等は行わないこと。

◆本県の現状・課題等

<令和2年度与党税制改正大綱(令和元年12月12日)における車体課税の見直しについて>

- ・ 令和2年度与党税制改正大綱(令和元年12月12日)において、「自動車関係諸税については、技 術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する 要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、そ の課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされた。
- ・ <u>自動車関係諸税は県税収入の約11.6%(令和2年度当初予算)を占める極めて貴重な安定財源であり、現下の厳しい地方財政の状況においては、車体課税について更なる減税を実施する余地はない。</u>

<償却資産に対する固定資産税について>

- ・ 県内市町村の固定資産税収は市町村税収全体の約40%を占め、固定資産税の中で償却資産に係る税収は、14%以上を占める主要なものである(平成30年度決算)。
- ・ 平成30年度税制改正の大綱(平成29年12月22日閣議決定)において、平成28年度税制改正で創設された償却資産に対する固定資産税の特例措置については、平成30年度末の適用期限をもって廃止することとされた一方で、生産性革命集中投資期間における3年間の時限的な措置として、新たな特例措置が創設された。
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用対象に事業用家屋及び構築物が追加され、適用期限も2年間延長される。また、売上高の減少した中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置が実施される。
- ・ 経済団体からの要望を受け、経済産業省からは毎年、償却資産に対する固定資産税の廃止を含む要望が行われている。

3 地方交付税総額等の確保・充実と臨時財政対策債の見直し

【内閣府、総務省、財務省】

◆提案·要望

- (1) 地方財政計画において、社会保障関係費や臨時財政対策債の元利償還などの地方負担増を適切に反映するとともに、地方創生など地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額を確保・充実すること。
- (2) 地方が住民サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税総額を確保・充実 し、地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を堅持すること。
- (3) 常態化している地方交付税の地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、臨時的な措置で対応することなく税源移譲や更なる地方交付税の法定率引上げ等により解消を図ること。
- (4) 臨時財政対策債については、速やかに地方交付税に復元すること。

- ・ 令和2年度地方財政計画では、地方の一般財源総額について、前年度を0.7兆円上回る63.4兆 円が確保されるとともに、税収が増収となる中で、地方交付税総額について前年度を0.4兆円上 回る16.6兆円が確保された。また、令和元年度に引き続き折半対象財源不足が解消され、臨時財 政対策債は前年度から0.1兆円抑制された。
- ・ 個別の項目として、地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源を活用し、地方公共団体が 地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に取り組むため、「地域社会再生事業費」が新たに計上 された。また、防災・減災対策の推進の取組として、地方公共団体が単独で実施する河川等の浚 渫を推進するため「緊急浚渫推進事業費」が新たに計上されたほか、森林環境譲与税の前倒しで の増額や、都道府県等が技術職員を増員し、技術職員不足の市町村に対する支援や大規模災害時 の中長期派遣要員の確保に要する経費に対して地方財政措置を講ずることとされた。さらに、幼 児教育や高等教育の無償化や、会計年度任用職員制度により生じる地方負担について、地方財政 計画に計上するとともに、地方交付税措置を講ずることとされた。
- ・ 地方税が増収となる中で、地方交付税について前年度を上回る16.6兆円を確保するともに、地方の一般財源総額について前年度を上回る63.4兆円を確保し、臨時財政対策債を前年度から0.1兆円抑制したことは評価できる。
- ・ しかし、依然として財源不足が解消されていないことから、地方交付税の法定率の引上げなど 地方交付税総額を確保・充実し、臨時財政対策債の発行に頼らない財政運営が必要である。<u>国が</u> 臨時財政対策債による負担の先送りを続けてきた結果、令和2年度末の県の臨時財政対策債残高 は1.7兆円を超え、全国の総額も53兆円を超える見込みである。
- ・ また、社会保障関係費が不可避的に増加する中で、住民サービスを安定的に供給するためには、 地方の財政需要を地方財政計画に的確に計上し、地方の安定的財政運営に必要な一般財源総額を 確保・充実することが必要である。
- ・ なお、具体の地方交付税の算定において、業務改革の取組等の成果の基準財政需要額への反映 や、まち・ひと・しごと創生事業費の算定に係る成果指標への段階的シフトの議論を進める際に は、地域の実情に配慮し、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすることが必要である。

・ 内閣府の4月の月例経済報告において、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化し極めて厳しい状況にあり、先行きは、感染症の影響による極めて厳しい状況が続くと見込まれるとされている。今後、景気の後退により国・地方税ともに大幅な減収になることが予想されるが、引き続ききめ細かな行政サービスを提供するためにも、地方の一般財源総額及び地方交付税総額を確実に確保することが極めて重要である。

◆参考

一般会計県債残高の推移 (億円) ■減収補塡債残高 ~H30決算、R1.2補後、R2当初 45,000 ■臨財債残高 ■臨財債・補塡債を除く残高 37.912 38,019 38,239 38,216 38,377 38,147 40,000 37,783 36,617 35,812 33,582 34.756 35,000 32,262 30,000 25,000 24,618 23,975 23,567 23,022 22,273 - 21,968 20,000 21,187 20,633 20,139 19,592 19,360 18,989 15,000 10,000 5,000 0 H21 H22 H24 H26 H27 H28 H29 H30 H25 単位:億円

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
県債残高	32,262	33,582	34,756	35,812	36,617	37,783	37,912	38,019	38,239	38,216	38,377	38,147
対前年度増減	1,594	1,319	1,174	1,057	805	1,166	128	108	220	∆ 23	161	△ 230
臨財債残高	6,327	8,334	9,962	11,571	13,171	14,691	15,571	16,210	16,844	17,361	17,624	17,825
臨財債を除く残高	25,935	25,248	24,793	24,241	23,446	23,092	22,341	21,809	21,395	20,855	20,753	20,323
対前年度増減	380	△ 687	△ 455	△ 552	△ 796	△ 354	△ 751	△ 531	Δ 414	△ 541	Δ 102	△ 430
減収補塡債残高	1,317	1,273	1,226	1,220	1,173	1,124	1,153	1,176	1,256	1,262	1,393	1,333
臨財債・補塡債を除く残高	24,618	23,975	23,567	23,022	22,273	21,968	21,187	20,633	20,139	19,592	19,360	18,989
対前年度増減	△ 32	△ 643	△ 408	△ 545	△ 749	△ 305	△ 781	△ 554	△ 494	△ 547	△ 232	△ 370
(H23~H25)対H22増減 (H26~H28)対H25増減 (H29~R2)対H28増減			△ 408	△ 953	△ 1,702	∆ 305	△ 1,085	△ 1,639	△ 494	△ 1,041	△ 1,273	_
県債依存度(当初予算)	18.5%	20.1%	17.8%	17.8%	18.4%	18.0%	15.0%	12.8%	13.2%	12.6%	11.4%	10.6%

※端数処理の関係で計算が合わないことがある

4 公共施設等のアセットマネジメントに係る地方債措置の延長

【総務省】

◆提案·要望

令和2年度までに作成する個別施設計画に位置付けられた公共施設等の長寿命化対策 や統廃合等については、令和4年度以降に事業を実施する場合においても、公共施設等 適正管理推進事業債の対象とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ <u>当該事業債は、令和3年度までの時限措置として創設されたが、施設の耐用年数、今後の人口動向、地方公共団体の財政状況等を勘案すると、それまでに全ての公共施設等について、長寿命化対策や統廃合等を行うことは現実的ではない。</u>
- ・ しかし、当該事業債は公共施設等の適正な配置を行う上で、強力なインセンティブとなっており、県内市町村において、令和元年度は延べ46団体・128億円の実績がある。(協議・届出ベース)

◆参考

○県内市町村(さいたま市除く)における公共施設等適正管理推進事業債の実績

	対象事業	H29	H30	R1	
1	集約化・複合化事業	と・複合化事業 4 団体 64.4 億円 6 団体 28.1 億円		3団体 31.9億円	
2	長寿命化事業	9団体 19.3 億円	17 団体 6.2 億円	23 団体 7.1 億円	
3	転用事業	なし	なし	1 団体 0.2 億円	
4	立地適正化事業	なし	1団体 0.3億円	1 団体 5.1 億円	
5	ユニバーサルデザイン 化事業 ※	_	なし	なし	
6	市町村役場機能緊急保 全事業	4団体 55.3 億円	6 団体 19.4 億円	7団体 73.6億円	
7	除却事業	5 団体 8.0 億円	5 団体 16.2 億円	11 団体 10.0 億円	

※ユニバーサルデザイン化事業については、平成30年度から措置された。

5 直轄事業負担金制度の見直し

【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

◆提案·要望

- (1) 直轄事業負担金制度については、事業及び負担金の内訳について適切な時期に 情報を提供するよう制度の運用を改善すること。
- (2) また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の 意見を反映させるための措置を講じるとともに、事前協議の法定化に向けた道筋 を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 維持管理費負担金は平成23年度から全廃された。
- ・ 昨今頻発する大規模災害に対応するため、直轄道路・河川を早期に整備する必要性が高まっている。
- ・ 一方で、直轄事業負担金については、額等の情報提供時期が予算編成時期に間に合わないこと や、直轄事業の計画・実施に係る国と地方の事前協議が制度化されていないなどの課題がある。

<直轄事業負担金の見直し状況>

- 1 業務取扱費を廃止
 - ・ 平成22年度から、直轄事業負担金の業務取扱費を廃止した。
- 2 維持管理費負担金を廃止
 - ・ 平成23年度から維持管理費負担金を全廃する法案を国会に提出、成立。 平成22年度限りの経過措置として、特定事業に要する費用の負担を存続。

◆参考

○本県の国直轄事業負担金予算額

	令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	増減
直轄事業負担金	106 億円	110 億円	△4 億円